

Q & A

Q：平成27年3月中に賃貸借契約を締結し、4月1日以降に住民登録した場合は助成の対象となりますか。

A：平成27年4月1日以降に契約を締結したことが条件であるため対象となりません。

Q：平成27年4月1日より前から居住していた賃貸住宅に配偶者を迎え入れ、新婚生活を開始する場合は対象となりますか。

A：平成27年4月1日以降に契約を締結したことが条件であるため、新婚生活の開始時期にかかわらず対象となりません。

Q：新郎新婦のいずれかが再婚の場合は対象となりますか。

A：新郎新婦のいずれか一方又は双方ともが再婚の場合であっても、第3条に規定する要件を満たす場合は対象者となります。

Q：市営住宅へ入居する場合は対象となりますか。

A：市営住宅の家賃は民間住宅より安く設定されていることから対象となりません。

Q：会社名義の社宅への入居で契約書は交わしていないが、家賃は民間住宅並みの額を会社に支払う場合は対象となりますか。

A：社宅、官舎、寮など事業主が用意した（又は所有する）住宅へ入居する場合は、家賃の額の如何にかかわらず対象となりません。

Q：親族（親、伯父等）が所有する賃貸住宅に、賃貸借契約を締結し、家賃を支払って入居する場合は対象となりますか。

A：親族が不動産の賃貸を業として行う場合には対象となります。ただし、家賃の額が他の入居者と比べて不相応に低廉に設定されているような場合は対象となりません。

Q：賃貸住宅に居住し、現在、助成金の交付を受けているが、その後、別の賃貸住宅を契約して居住する場合は対象となりますか。

A：市内の民間賃貸住宅であれば対象となります。ただし、助成期間の終期は、最初の賃貸住宅で申請をした月の翌月から数えて36月目までとなります。

Q：要綱に予算を超過する場合は受付を停止するとありますが、受け付ける順番は消印になりますか。

A：受付順は消印等によらず、担当部署が受け付けた順番となります。